

# 京都市帝國大學經濟學會 經濟論叢

第 二 號      第 四 十 五 卷

昭和二十八年八月一日發行

## 論 叢

營業稅の課稅標準と賣上稅の課稅方法…………… 法學博士 神戶正雄  
 井田制と其社會的意義…………… 法學博士 財部靜治  
 國民共同體の人間學的基礎…………… 經濟學博士 石川興二

## 時 論

輸入統制としての『Ask』制度…………… 經濟學博士 谷口吉彥

## 研 究

純損益概念に關する若干の基本問題について…………… 經濟學士 熊本吉郎  
 工業經營規模の双峯分布について…………… 經濟學士 田 杉 競  
 職業の意義と問題…………… 經濟學士 澤崎堅造  
 資本移動の近代理論…………… 經濟學士 松 井 清

## 說 苑

カレッキの數學的動態理論…………… 經濟學士 青山秀夫  
 複式簿記法の發生…………… 經濟學士 岡本愛次

## 附 錄

新着外國經濟雜誌主要論題

# 複式簿記法の發生

岡本愛次

序

簿記史にとつて、複式簿記法の原始的形態たる伊太利式簿記法の完成に到るまでの過程は、最も基本的なる多くの問題を呈供する。取引の無秩序なる記録から如何にして勘定の借方附け或は貸方附けとなつたのであるか。斯かる勘定の借方附け或は貸方附けから如何にしてA=K(財産=資本)を土臺とする彼の複式簿記體系が生じたのであるか。これを動かして行つた原動力—企業形態並に、資本は如何であるか。

こゝに紹介しやうとする、<sup>\*</sup>ハインリツヒ・ジーベキングの「ベニスの帳簿から」<sup>(1)</sup>の論文は、この困難なる問題に斧を加へた注目すべき研究である。それは勘定の成立以前の帳簿より複式簿記の完成に到る實に豊富な資料を呈供する。

その内容は二部より成る、即ち

複式簿記法の發生

(一) 中世簿記法の發達

(二) 簿記の意義 である。

吾々は主に第一部に従つて簿記の發達を跡附けて見よう。

## 一 簿記法の源泉

吾々の簿記法は二重の源泉に溯及することが出来る。

經營者が個人的利用のために作つた記録なるものはその一である。斯様な記録は財産の在高に關係したものであつた様である。人々は彼に歸屬する地代とか權利を記入した。大商人ワイコ・フォンゲルダーゼン(Bicko von Geldersen)の地代帳簿(Rentebuch)<sup>1)</sup>は地方の地主特に教會の土地臺帳に相當する。次いで、人々は家計の支出に就いて詳細な計算をなした。ニユルンベルク人ミケール・ベハイム(Michael Behaim)(一四八七—一五二二)とアントン・チウーヘル(Anton Tucher(一五〇七—一五一七)の公にされた家計簿の示す如きである。<sup>2)</sup>營業者は未だ完了しない取引、貸金信用買並に

(1) H. Sieveking, Aus venetianischen Handlungsbüchern. Schmoller Jahrbuch. 25 Jahrgang. 1) Nirmheim, S. 118-133.

2) Mitteilungen des Vereins für Geschichte der Stadt Nürnberg VI, S. 57 ff. Bibliothek des Litter. Vereins in Stuttgart, Bd. 134.

\* 今迄の紹介者としては黒澤清、複式簿記の發生史的考察(會計三三卷二號、簿記原理)福田徳三、企業心理論、の中に於いて(經濟學研究前編第五編)

組合契約を記入することに特殊の關心を持つた。

舊い帳簿に於いては、色々の種類の記入が相互に區別されて居らず、大部分の家計の記録の間に、リュールベックのヨハン・クリンゲンベルク (Johann Klingenberg) の帳簿<sup>3)</sup> (一三三一一—一三三六) に於ける様に、取引に關する記録があつた。それと相並んで營業簿 (Wirtschaftsbuch) が家計簿として役立つた。そして取引の記入なるものは商業經營者にとり、先づ第一に、記憶の援助として役立つたものである。

重要な取引に就いては書類がとられた。その寫しが商業帳簿に (Handlungsbuch) 集合せられた。それ故に後者は多くの點に於いてコピアルブーフに等しかつた。オット・ルーランド (Otto Ruhland) は幾多の記入の際に次の註を附して居る。<sup>4)</sup> “それに就いて私は書類を持つて居る。” (Darumb ich ain brief hab) フランスとイタリヤの帳簿に於いては當該決算は公證人に依り記入され證明されて居るとの覺書を見出す。營業者が彼の帳簿に於いてなした記入は、無形式で聯關なきも

のであつたから何等それ以上の意義を附せられるものでなかつた。斯くて商人は重要な債務並に組合契約を時折彼の契約者から商業帳簿に證明せしめた。オット・ルーランドの商業帳簿に於いてはクルイツ・バンユールベン (Cruytz van Julpen) 及びヨハン・ハーゲン (Johan Hagen) の一面的な債務認諾が見出される。<sup>5)</sup> リュールベックのベルゲンフアラー (Bergenfaher) のクラウス・バンボルステル (Claus van Borsiel) の商業帳簿に於いては彼の組合員ハンス・ヴェルスターフーゼン (Hans Westehusen) とベルンド・トリベス (Bend Tribes) が組合契約を記入して居る等<sup>6)</sup>である。これらの商業帳簿に於いては營業經過の總體は問題たり得ぬ。それは信用取引のみを取扱つて居るからである。同様にこのことはウィッテンボルグ (Wittenborg) の帳簿に就いてもゲルダーゼンの帳簿に就いても妥當するのみならず、フランスの商業帳簿に就いても妥當する。

進歩は他の道に於いて起つた、即ち個人的利用のた

上野道輔、簿記の生成及び發達(新稿簿記原理)

3) Mollowo, S. XXXIX.

4) Ricordanze di Guido dell' Antella P 7 Torestié, I, S. 22. Blanc に依れば公證人は各大商人の爲に一の特別の帳簿を有して居た。

5) S. 34, 1463.

6) Bruns, Die Lübecker Bergenfaher, S. 129 Nr. 199. 1504.

めになされず依託された營業に關し計算が行はれる場合に於いて、證據録として役立つ計算に於いてある。財務官が國家のために銀行が顧客のために社員が組合のために計算の責任ある場合に於いては、全當該の取引の表示(貨幣取引又)が問題となる。

ドイツに於いてすら、他人のためになされなければならぬ計算は非常に明瞭である。ゲルダーゼンの商業帳簿の年代と材料の混亂とテルナー會社 (Tölnerschen Gesellschaft) の布の包に就いて計算されて居る秩序と比較せよ。ドイツ騎士團 (deutscher Orden) の商業計算は非常に整然と記帳されて居るので、*partes navium*, *Gewankeller zu Thorn* の如き表題に於いてはそれが勘定と關係ある様に殆ど考へられそうであるが、材料の地理的材料の見地よりの詳細な分割が問題となつて居るのみである。

## 二 勘定の成立

(A) 人的勘定の出現 簿記の發達は、中世紀に於いて

複式簿記法の發生

當時世界商業を支配して居たイタリア人が面倒を見た。既に最も舊い吾々の手許にある一二二一年からのフロレンスの商業帳簿の斷片は、はるか後のドイツの帳簿より完成した簿記技術を示して居る。<sup>10)</sup> それは特に貸金業務を營むフロレンスの銀行に依つて記帳されたものである。ドイツの帳簿に於いて、*tanetur mihi* を以つて指示された債務の下に、支拂が、*solvitur mihi* を以つて記される様に、こゝに於いても、*no die datur* (彼は吾々にあたへねばならぬ) と *die datur* (彼は吾々にあたへた) との形式を以つて起る。但しフロレンスの勘定に於いてはこれらの個々の記録が獨立して居るものではなく相互に結合して居る。一人の顧客に對して帳簿の二面が割當てられ、一面の債權は貸借振替記入に依り他面の債務を消すことが出来る。斯かる貸借振替記入はもと銀行の取引から生じたものであるが、あらゆるフロレンスの商業帳簿の切れ端に於いて出會ふものである。貸借振替記入の起る二つの勘定が同

7) Mollwo, S. XLIII, Nirrnheim, S. XXIX.

8) Koppmann, S. IX ff.; Nirrnheim, S. XXIII.

9) E. Sattler, Handlungsrechnungen des Deutschen Ordens.

10) Giornale storico della letteratura italiana 10, 1887, S. 161 ff. P. Santini, Frammenti di un libro di banchieri fiorentini.

一人に屬する時はゾル(Soll)はゾル、ハーベン(Haben)はハーベンに來る。例へば

„Gualtieri Dalborgo e Tuccio Saverigi…… deo avere……pone a sua r. ove de avere in qua nel Mo“<sup>11)</sup>

六三

„Reniero Fimi de dare in guesta fiera di Tresi Sam Remi treciento due (Remigiusnesse von Troyes 1302) per resto de la fiera di Sant Aiolo ano detto, levamo da sua ragione ove dare dare da lato nel VII cod.…… lib. VIII. XLVIII. II“<sup>12)</sup>

それに對してある一人の勘定から他人の勘定に貸借振替記入が行はるれば、一勘定のゾルは他の勘定のハーベンに對應するか又は逆である。

レヒエロ・フキニの勘定に於ける他の項目は

„E de dare ne la detta fiera per Piccio Ferucci …

… peroche l'detto Piccio de avere inanzi nel LVIII cod.“

又は

„Anne dato ne la detta fiera di Tresi Sam Romi anno detto per Riccho Bardi e per li compagni …… pero che l'detto Riccho Bardi de dare …… “

吾々はこの貸借振替記入が如何に他の進歩と聯關し  
て進んだか、此の事實の多かたか、其の無形式の進  
迹から商業帳簿に於ける記入は、勘定の貸方附け又は  
借方附けとなつた。rationes (ratio は十三世紀に使用された  
それは後にイタリヤ語の conti となる) は一の獨立的意  
義を得た。個々の顧客に對して ratio が開かれ彼でな  
くその勘定が個々の項目に依り借方附けられ貸方附け  
られる。ゾルとハーベンはこれらの勘定に於いて新  
項目の附加或は貸借振替記入に依り相殺するを得た。

(B) 物的勘定の出現 既に十三世紀の終りに於いて  
はフロレンスの商人は斯かる勘定を人に對してのみ  
ならず事物(着物雜費貨幣)に對して開いた。リエロ  
バルド・フキニ(Riniero und Baldo Fimi)の計算に於  
ては次の勘定が発見される。

„Le dispense di vestire e di calzare ed altre minute

11) H. Sieveking, Genueser Finanzwesen S. 209.

12) F. Carabellese, Mercanti italiani alle fiere di Sciampagn. Arch. stor. ital. V. Serie, 13, 1894, S. 362.

ispese de dare per Bard Fini …… ”

„ Lo chosto de dare ne la fera di Tresi Sam Giovanni novanta sette(1297) per Reniero Fini …… ”

„ Lo monetagio degli atomilia marchi deono avere ne la fera freda treicento tre …… ”

物的勘定及び貸借振替記入を知つて居る簿記を、十三、四世記のフロレンスの商業帳簿まで追跡することが出来る。それは十四世紀のフランスの商業帳簿に於いても存在してをる。—フロレンス人がフランス人と活潑な關係を維持してをる場合にはそれは吾々を驚かさない。ヤカム・オリヅキエ (Jacme Olivier) も又人に對してのみならず事物に對して一つ／＼勘定を開いた。吾々は彼の帳簿に於いて油勘定船舶勘定蜂蜜勘定旅行勘定を見出す。例へば

„ Deven a la raron de l'oly …… ”

„ La nau, enque ieu ey 1/2 cayrat deu …… ”

„ La mel deu …… ”

„ Lo vyage de Barut e d'Alsandria den …… ”<sup>13)</sup>

複式簿記法の發生

これらの勘定は *deu* なる形式を以つて借方附けられ、*e nos a lu* なる形式を以つて貸方附けられて居る。

記述の數は増加した、最初は數葉を以つて全生活の表示に足つたが商人は間もなく一層多くの書物を用ひ、それを順序に満たし、アルファベットの字母十字架數字に依り相互に區別した。然し又種々の營業部間のために相並んで種々の帳簿が記帳された。ヴィコ・フォンゲルグーゼンにあつては商業帳簿、地代帳簿、債務帳簿(勿論たゞ一葉より成る)を區別した。ヤカム・オリヅキエは蜂蜜取引の爲に特殊の帳簿 (*libro de la mel*) を記帳し、彼の被後見人の計算の爲に特殊の帳簿 (*lo libro de l'elan*) を開いた。フランス人はマニユエ (*Manuel*) とグランド・リーブル (*Grand-Livre*) とを區別した。吾々の簿記の仕譯帳と元帳との區別の如きものゝ様に考へてはならない。兩者の關係は組織的のものよりも偶然的のものであつた。ペルツイ會社 (*die Gesellschaft der Peruzzi*) は一三三五年五種の白色帳簿、二種の黑色、一種の赤色、一種の黄色、一種のオレンジ

13) Blanc, Introduction, I, S. XXII, XL, 159, u. 208.

14) Peruzzi, S. 235.

ンヂ色、一種の綠色、の帳簿を作つた。そしてその外に二種の羊皮紙の帳簿、收入及び支出の帳簿並にリブ・ダヤ (libro d'asse) 元帳が加はる。<sup>14)</sup>

勘定形成の成果と貸借振替記入の可能性とは、十四世紀のフロレンスにあつては充分利用されなかつた。ゾルとハーベンとは通常上下に置かれ左右對照されることがなかつた。

### III 複式簿記 (die doppelte Buchführung)

(A) 不完全な複式簿記(複式記帳) 今迄考察して來たのは多かれ少なかれ完成した單式簿記 (die einfache Buchführung) を示す。複式簿記はそれが二個の帳簿を備へて居るが故でなく、各項目が複式に、一勘定のゾルに他勘定のハーベンに記帳されるが故にその名を有して居る。複式記帳 (Scrittura doppia) がその本質である。<sup>15)</sup>

この複式簿記は先づジェノアに於いて出現した様に見える。それはそこに十三世紀の終り或は十四世紀

の初めに導入された。一二七八年の都市共和國の勘定に於いてはそれは現はれて居ない。こゝに於いてはゾル項目とハーベン項目との判然たる區別に出會ふのみであり、それらは未だ上下に記述されて居る。それに對して一三四〇年以來保存されて居る、都市共和國の財務官吏の帳簿は、完全に複式簿記に於いてなされて居る。<sup>16)</sup>

ジェノアの財務官吏の帳簿にとり銀行のカルチュリア (Cantularien) が手本に役立つた。斯かる銀行の帳簿をジェノアの國家の文庫が十四世紀の最後の十年間より保管して居る。ジェノアの銀行の簿記はサンヂョルヂヨ (S. Giorgio) 銀行のカルチュリアより一層明瞭となる。それは勿論一四〇八年以來初めて存在するが、明らかに長く行はれて來た制度をあらはすものである。こゝに吾々は一預金銀行の實際の元帳を持つ。重要な勘定は現金のそれであつた。それと相並んで債務者債權者に勘定が開かれた。一の現金の借方附けはある顧客の勘定に於ける貸方附けに對應し一の現金勘

15) Peri, il negoziante, I, cap. VI, Della scrittura mercantile. Ausgabe von 1707, S. 17. A. Lindwurm, Die Handelsbetriebslehre, S. 40.

16) Sieveking, Genueser Finanzwesen S. 118.

定の貸方附けはある顧客勘定の借方附けに對應する。然しあらゆる項目が現金勘定を通る必要はない。一顧客は債權を一債權者より他の債權者への振替に依り獲得し或は消すことが出来る。

フロレンスの勘定に於いて起つた貸借振替記入の際にあつては、同一人の勘定間に於いて貸借振替記入がなされた場合、ゾル項目とハーベン項目とは同一の側に歸つて來た。複式簿記の場合には別である。一勘定が新しいページに移される場合には舊勘定は少額を含む側に相違を獨立の項目として、*in alia sua ratione*なる形式を以つて挿入することに依り相殺し、この差額は新しい勘定に反對記入の原則 (*Princip der Gegenverrechnung*) に従つて反對の側に振替へられる。それ故にこの帳簿にあつては左側の項目の總額は常に右側の項目の總額に等しくならなければならぬ。實際吾々は一四〇八年のサン・デオルデヨ銀行の元帳に於いては、貸方殘高 (*Bilantium creditorum*) は餘り重要でない項目が紛れ込んだが故に、借方殘高 (*Bilantium debitorum*) に一致しないのを知る。

この銀行の帳簿と同様に都市共和國の財務官吏の帳簿は記帳されて居る。こゝに於いても又各項目はゾルとしてハーベンとして複式に記帳されて居る。都市共和國は支出に就いては、財務官吏の債務者と想定され、一方後者に移される収入は貸方附けられる。

このチェノアの帳簿に於いてはあらゆる記入は概觀的聯關に立つて居る。複式簿記は一定の形式的統制を保證し、個々の勘定は如何に不充分と見えやうとも、殘高と殘高の振替へられる場所の指示とを通じて、全營業運動に關する明確な像を創るために必要なる材料を容易に發見せしめる。複式簿記は誠に先づ銀行に依り顧客との嵩張つた預金並に振替取引に於いて、幾時に於いても營業の状態に概觀を得るために用ひられて來た。

(B) 複式簿記の完成—資本金勘定と損益勘定の成立  
ヴェネチアの商業帳簿は商品販賣者に依り個人的利用のために記帳されて來たことに依り目立つ。ゾランツ

17) „Commune Janue debet nobis pro ratione expensarum dicti communis in isto in CCXXXVII.....”



オ (Soranzo) の帳簿も専ら商品販賣を營む商會に屬するものである。ゾランツオの帳簿の特に興味ある所以のものは、舊く帳簿 (libro real vecchio 一四一〇年より一四一六年にわたる) が新しきもの (libro real nuovo 一四〇六年より一四三四年にわたる) と異なつて記帳されて居り、後者は前者に對して重要な技術的進歩を示すものである。

既にゾランツオの舊帳簿は先に言及されたフロレンスの勘定に對して、ゾルとハーベンとが上下でなく判然と相並んで記述されて居ることに依り、目立つて居る。項目は規則正しく複式に記帳され貸借振替記入が反對記入の原則に依り起つて来る。人に對して開かれた勘定と相並んで所謂死物勘定があらはれて居る。これらの勘定の間には貸借振替記入が起る。現金勘定は企業者の勘定に貸借振替をなし、後者は旅行勘定に貸借振替をなし、後者は旅行にて買はれた商品に貸借振替をなし、後者は商品の買手に貸借振替をなし、後者はそのために支拂をなす銀行の勘定に最後に貸借

振替をする。この不完全な複式簿記は十四世紀の終りにヴェニスに於いて一般的になつて居た様に思はれる。それはヴェニス式簿記 (Buchführung alla Venezia) としてフロレンスに入つて來たのである。

商品販賣の場合には勘定の相殺は預金並に振替取引の場合より困難である。販賣價格は購買價格より高くある筈である。ゾルとハーベンとがその總額に於いて等しくならんとすれば、差額は損益として記帳される特別の損益勘定が作られそれはそれとして財産勘定に振替へられねばならぬ。

ゾランツオの新元帳は損益勘定と一種の資本金勘定即ち財産在高勘定に反對するものとしての純資産の勘定を知つて居る。損益勘定 (Utile e danno) に依り販賣價格と購買價格との相違を記帳し商品勘定を殘高計算することが可能である。この勘定と行きわたつた勘定の殘高計算とはその當時のあらゆる他のヴェネチヤの商業帳簿に出會ふものである。

デシモンニ (Desimoni) は財務官史の一三四〇年の帳

簿から、政府の馬の取引に關する勘定を吾々に知らし  
て居る。その勘定の兩側はハーベンの下に次の項目が  
作られなかつたならば相殺出來ない。

Item die VII novembris in dampno

Centanariorum LXXXIII et libr. XII<sup>18</sup>/10 dicti piperis  
in ratione proventuum in isto XXXVII

lib. CXXXVIII<sup>19</sup>ls. XII.

そしてこの損失残高を三七頁に „Proventus cambii et  
dampnum de raula vendita“<sup>18)</sup>

それ故に既に純資産勘定が作られて居る。この簿記  
は、ヴェニスに於いて十五世紀の始めに入つて來た複  
式簿記の完全な形式は、デエノアに於いては既に十四  
世紀の中頃知られて居たことを、示すものである。

吾々はフロレンス人及びフランス人が如何に一層  
多くの帳簿を同時に用ひたかを知つた、然し個々の補  
助帳簿とリブロ・ダセ (*Libro d'asse*) 即ち元帳との間の  
聯關は何等規則正しく又組織的のものではなかつた。  
複式簿記に於いては全く異なる。一元帳に全勘定が集

複式簿記法の發生

合せられて居る。

ヴェネチヤ人のリブロ・リアル (*Libro real*) は總資産  
の態容を知らしめる。吾々はそれ故にその中に商業か  
らの收入と相並んで國債の利子 (*pro de impresitis*) と  
家賃 (*fiti de chase*) が記帳されて居るを見出す。商業  
雜費 (*spese di mercantantia*) と相並んで家計のための  
支出 (*spese di bocha*) と特殊の家庭の事故持參金並に  
遺贈の際の支出が存する。ゾランツツの帳簿はピエロ  
(Piero) の結婚式の費用ニコロ・バルベリーニ (*Nicoro  
Barbaggio*) は彼の妻の病氣並に墓の費用を記入して居  
る。

一五世紀のイタリヤ人にとつては一元帳で充分であ  
つた。これと相並んで都合に依りマニユアーレ (*Man  
uale*) 又はヂオルナーレ (*Giornale*) が採用された。<sup>21)</sup> 複  
雜せる取引にあつては項目を即座に作り元帳に記入す  
ることは困難である。あらゆる取引事實を先づ第一に、  
單に記録的に本質的に今日の日記帳の課題を果す帳簿  
に記入することに依りそれを除かんとした。デエノア

18) Atti XIX 3, S. 37 ff.

19) Real Nuovo fol. 94. 20) fol. 148.

21) Peri, Il negoziante, I, Cap. VI.

22) Paris, Archiv des Ministeriums des Auswärtigen, Fonds divers, Gènes 20/18, De officio monete, fol. 10<sup>b</sup> 1427; Genua, Archiv S. Giorgio, Membr. 15 (XIV), for. 176b, 5. November 1460.

に於いては一五世紀に國家の財務管理局とサン・ヂョルヂョ銀行とが元帳と相並んでかゝるマニユアールを利用した。<sup>22)</sup>一六世紀の初めにあつては商人は一般に仕譯帳と元帳とを記帳した。<sup>23)</sup>ヴェニスに於いては國家の債務管理局は既に一三九一年仕譯帳を知つてをり、バルバリーゴに依りアルファベットの索引を以つて統轄された元帳と相並んでそれに相應する仕譯帳が保持せられた。

## 結 論

以上ジーベキングに従つて、取引の無秩序なる記録より勘定の成立次いで複式簿記の完成に到る過程を見て來た。最後に。

利子は中世に於いても決して無關係のものではなく教會に依る高利禁止はそれを表面的ならしめなかつたのである。商業資本も中世イタリーに既に起つて居た。企業形態としてコムメンダ・ソキエタスマリス更に家計と別個の營業財産なるものを有する永續的商事會社合名會社合資會社も十三、四世紀から起つて來た。<sup>(1)</sup>この際特に附加してをきたいことである。

23) Atti della societa Ligure V, S. 465 u. 480, anno 1504 und 1532.

(1) H. Sieveking, Die Kapitalistische Entwicklung der italienische Städten des Mittelalters (Vierteljahrschrift für Social u. Wirtschaftsgeschichte Band 7) G. Schmoller, Geschichtliche Entwicklung der unternehmung XII (Schmoller Jahrbuch 16 Jahrgang)